

写

健 第 3 7 8 5 号  
令和 2 年 2 月 2 3 日

総 務 部 各 課 長  
危機管理監室危機対策課長  
各 部 局 企 画 調 整 室 次 長  
競 馬 事 業 局 競 馬 総 務 課 長  
出 納 室 出 納 課 長  
県 議 会 事 務 局 総 務 課 長  
教 育 委 員 会 事 務 局 企 画 調 整 室 次 長  
監 査 委 員 事 務 局 監 査 第 一 課 長  
人 事 委 員 会 事 務 局 総 務 課 長  
労 働 委 員 会 事 務 局 次 長  
健 康 福 祉 部 各 課 長

様

健康福祉部健康推進課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の県内発生を踏まえた更なる注意喚起の徹底について (依頼)

日頃より、感染症対策の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
今般、県内において、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されました。  
これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて注意喚起をお願いしてきたところ  
であります。より一層の感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。  
つきましては、貴管下関係団体・施設等に対して、改めて周知していただきますようお願いいたし  
ます。

記

○県民のみなさまにおかれましては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、お一人お一人の咳  
エチケットや手洗いなどの実施がとて重要で重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたし  
ます。特に持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注  
意してください。

○現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ  
等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならない  
ときを含みます)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が 2 日程度続く場合

○センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

<相談後、医療機関にかかる時のお願い>

- ・「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- ・医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

(参考)

- ・厚生労働省リーフレット等

(リーフレット等は、下記、厚生労働省ホームページよりダウンロードできます)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

( 事 務 担 当 ) 健康福祉部健康推進課 感染症対策グループ TEL 076-225-1438
--